

本号の掲載記事

- トピック 労働法務「近時の労働基準法の改正について（デジタル給与の導入を中心に）」 弁護士 腰田将也
- トピック 金融法務「金融関連政策に関する議論の状況について」 弁護士 柳勝久
- 近時の実務話題&裁判例レビュー 弁護士 大川治

トピック 労働法務

近時の労働基準法の改正について（デジタル給与の導入を中心に）



弁護士 腰田 将也

1 デジタル給与の導入（2023年4月1日から）

(1) 「デジタル給与」とは

2023年4月に「デジタル給与」が導入されることとなりました。「デジタル給与」とは、「PayPay」「楽天ペイ」「LINE Pay」などの決済サービスの口座に給与が直接振り込まれる仕組みのことを指します。

「デジタル給与」の導入については、キャッシュレス化の推進・普及により一定のニーズがあることや、預貯金口座をもつことが難しい外国人労働者への対応のために、従来から議論が続けられていました。そして、厚生労働省の労働政策審議会（労働条件分科会）は、2022年10月26日、「デジタル給与」の導入を内容とする労働基準法施行規則の改正案を了承しました。今後、改正労働基準法施行規則は2022年11月に公布され¹（予定）、2023年4月1日に施行されることとなります。

(2) 「デジタル給与」の位置づけ

さて、現行の労働基準法（及び労働基準法施行規則）との関係では、「デジタル給与」はどのような位置づけとなるのでしょうか。

労働基準法は、賃金の支払方法について、「賃金は、通貨で、

直接労働者に、その全額を支払わなければならない。」という通貨払い（現金払い）の原則を定め、その例外として、①「法令に別段の定めがある場合」、②「労働協約に別段の定めがある場合」③「厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合」には、現金払い以外の方法による支払いを認めています（労基法24条1項）。労働基準法施行規則は、上記③の方法として、労働者の同意を得た場合には預貯金口座や証券総合口座への振り込みによる支払いを認めています（労基法施行規則7条の2）。現在、給与の支払い方法としては、預貯金口座へ振り込む方法が最もよく利用されていますが、法令上はあくまで現金払いの例外として認められた手段です。

そもそも、労基法が現金払いを原則とした趣旨は、労働者の生活の糧である給与を確実に労働者の手に渡るようにすることにあります。預貯金口座への給与の振込みは、「会社に銀行に預けてもらう」ことに他ならず、金融機関の破たんや不正利用により預貯金が失われる（＝給与が労働者の手に渡らない）リスクはゼロではありませんが、銀行等の金融機関には、預金保険制度による破綻時の保全や、いわゆる預金者保護法による不正利用時の保護の制度が用意されています。預貯金口座への振込みは、こうした預金者保護の制度が十分に

構築されていることや、引き出しが容易であることなどから、現金払いと等しい「確実な支払の方法」として認められ、広く社会に浸透しているといえます。

一方、今回の「デジタル給与」では、金融機関の預貯金口座ではなく、「PayPay」「楽天ペイ」「LINE Pay」などの決済サービスを提供する資金移動業者²の口座に給与が振り込まれることになるため、現行の労働基準法施行規則 7 条の 2 では対応することができません。したがって、「デジタル給与」は、現金払いの原則に対し、上記例外③の枠組みにおいて、労働基準法施行規則の改正により、現行の預貯金口座や証券総合口座への振込みに加え、新たな例外となる支払い手段を創出するもの、といえます。

もっとも、資金移動業者は金融機関とは異なり登録制であり登録要件さえ満たせば誰でも登録できること、破綻時に供託による資産保全義務が課されているものの払戻しに長期間を要すること、供託のための資金が不足することが懸念されること、不正利用時の法律による一律の保護規定がなく各業者の約款に依拠していることなどから、労働者の保護に欠けることを理由として「デジタル給与」を問題視する意見も根強くありました³。

こうした問題点に対しては、「デジタル給与」を現金払いと等しい「確実な支払の方法」とするため、労働者の同意を前提に、一定の要件を満たして厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動に限定して認める方向での調整が行われ、今回の労働基準法施行規則の改正による実現に至りました。

(3) 「デジタル給与」の制度概要

「デジタル給与」の制度の概要は次の表のとおりです⁴。なお、導入には、指定資金移動業者の指定の手続が必要となるため、実際の制度運用が始まる時期は施行よりも少し先になる見込みです。また、「デジタル給与」の導入を検討している使用者は、就業規則や賃金規程の変更や、労働者への説明・同意取得の手続、資金移動のための資金移動業者の口座作成などの準備が必要となりますが、実際の運用方法については、2023 年 4 月 1 日の施行に向けて順次具体化していくものと考えられます。

【「デジタル給与」の制度概要】

1. 労働者の同意

- ① 労働者の同意を得た場合には、指定資金移動業者の口座への資金移動による支払いが可能。
- ② 預貯金口座及び証券総合口座への振込みによる支払いも併せて選択できるようにする。
- ③ 使用者は、指定資金移動業者の口座への支払いについて、労働者に対し必要な事項を説明し、労働者の同意を得る。

2. 指定資金移動業者の指定要件

厚生労働大臣による指定の要件

- ① 口座残高の上限額を 100 万円以下に設定していること又は 100 万円を超えた場合でも速やかに 100 万円以下とするための措置（労働者があらかじめ指定した口座への超過分の送金）を講じている。
- ② 破綻等により口座残高の受け取りが困難となった場合、労働者に口座残高の全額を速やかに弁済することを保証する仕組みを有している。
- ③ 不正利用等により口座残高に損失が生じたときに損失を補償する仕組みを有している。
- ④ 最後に口座残高が変動した日から、特段の事情がない限り、少なくとも 10 年間は口座残高が確保される措置を講じている⁵。
- ⑤ 口座への支払いが 1 円単位でできる措置を講じている。
- ⑥ ATM 等を利用して、現金で、1 円単位で受け取りができるための措置及び少なくとも毎月 1 回利用手数料等の負担なく受け取りができるための措置を講じている。
- ⑦ 賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有する。
- ⑧ 賃金の支払に係る業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する。

3. 厚生労働大臣による指定・指定取消し

資金移動業者は、上記①～⑧の要件を満たすことを証する書類を添えて、申請書を厚生労働大臣に提出する。

- ① 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、指定資金移動業者に対し、賃金の支払いに関する業務の実施状況及び財務状況に関し報告を求め、又は必要な措置を求めることができる。
- ② 厚生労働大臣は、指定資金移動業者が資金決済法に基づく処分を受けた場合や指定の要件（上記 2 の①～⑧）を満たさなくなった場合等には、指定を取り消すことができる。指定の取消しは公告する。
- ③ その他（指定の要件に係る事項の変更の届出、指定の辞退など）

2 時間外労働の割増賃金率の引き上げ（中小企業が対象、2023 年 4 月 1 日から）

1 か月 60 時間を超える時間外労働に対しては、事業主は、50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません（労基法 37 条 1 項ただし書）、中小企業については適用が猶予されていました（労基法 138 条）。もっとも、2018 年の働き方改革関連法による労働基準法の改正によって、この適用猶予規定は、2023 年 3 月 31 日をもって廃止されることとなりました。したがって、中小企業は、2023 年 4 月 1 日以降の 1 か月 60 時間を超える時間外労働に対して、50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

	1 か月の労働外時間 (1 日 8 時間・1 週 40 時間を超える労働時間)		
	60 時間以下	60 時間超	
大企業	25%以上	50%以上	
中小企業	25%以上	(~ 2023.3.31)	(2023.4.1 ~)
		25%以上	50%以上

なお、中小企業に該当するかどうかは、業種ごとに、以下の①または②を満たすかどうかにより、企業単位で判断されます。

業種	①資本金の額又は 出資の総額	②常時使用する 労働者数
小売業	5000 万円以下	50 人以下
サービス業	5000 万円以下	100 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
その他	3 億円以下	300 人以下

1 か月 60 時間を超える時間外労働に対しては、引き上げ分の割増賃金の代わりに代替有給休暇を付与することができます（労基法 37 条 3 項。労使協定の締結が必要です。）。

この法改正に伴い、就業規則や賃金規程の割増賃金に関する定めの変更が必要となる場合（1 か月 60 時間を超える時間外労働の割増率が「25%」とされている場合）がありますので、中小企業主の皆様はご確認ください。

(注)

1 本ニュースレター発行と前後して改正労働基準法施行規則が公布される予定ですので、そちらもご参照ください。

2 「デジタル給与」においては、資金決済に関する法律（資金決済法）36 条の 2 第 2 項の第二種資金移動業を営む資金決済法 2 条 3 項に規定する資金移動業者を指します。

3 連合（日本労働組合総連合会）HP「[労働・賃金・雇用 賃金の通貨払いについて](#)」「[ここがポイント！賃金のデジタル払い](#)」等参照。

4 第 178 回労働政策審議会労働条件分科会（2022 年 9 月 13 日）「[資金移動業者の口座への賃金支払について議題の整理⑦](#)」、第 181 回同分科会（2022 年 10 月 26 日）「[労働基準法施行規則の一部を改正する省令案の概要](#)」「[労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱](#)」をもとに作成しています。詳細は公布予定の改正労働基準法施行規則もご参照ください。

5 いわゆる休眠預金等活用法の「休眠預金等」（最終異動日から 10 年を経過したもの）に平仄をあわせる趣旨と考えられます。

トピック 金融法務

金融関連政策に関する議論の状況について

コロナ禍による経済、社会構造の変化、サステナブルな社会の実現や、ブロックチェーンをはじめとするデジタル技術の発展等、目まぐるしい社会情勢の変化を背景に、現在、金融庁の設置する金融審議会、研究会等において、多方面に活発な議論がなされています。そこで、本稿では、社会情勢の変化に対応する金融関連の政策等に関する議論の概要について、紹介します。

弁護士 柳 勝久



1 市場制度ワーキング・グループ

「コロナ後の新たな経済社会を見据え、我が国資本市場の一層の機能発揮を通じた経済の回復と持続的な成長に向けて、投資家保護に配意しつつ、成長資金の供給、海外金融機関等の受入れに係る制度整備、金融商品取引業者と銀行との顧客情報の共有等について検討を行うこと」との諮問（令和 2 年 9 月 11 日）を受け、金融庁の金融審議会として、「市場制度ワーキング・グループ」が設置されました。その後、令和 2 年 12 月 23 日に第一次報告、令和 3 年 6 月 18 日に第二

次報告が公表され、令和4年6月22日、「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ中間整理」¹が公表されています。

同中間整理では、(1) 成長・事業再生資金の円滑な供給、(2) 経済成長の成果の家計への還元促進、(3) 市場インフラの機能向上、(4) 社債市場の活性化の4項目について整理されており、具体的な内容は、以下のとおりです。

I. 成長・事業再生資金の円滑な供給

1. スタートアップ・非上場企業への成長・事業再生資金の円滑な供給

(1) 機関投資家による資金供給の拡大

- ① アセットオーナー等による資金供給の拡大
- ② 投資信託への非上場株式の組み入れ

(2) 非上場株式のセカンダリー取引の円滑化（私設取引システム（PTS）による「特定投資家向け有価証券」の取扱い）

(3) 金融サービスの高度化に向けた個別課題

- ① 地域企業の事業再生・事業承継の円滑化に向けた非上場株式の取引
- ② デットファイナンスの拡充（事業全体に対する担保制度）
- ③ 銀証ファイアーウォール規制

2. 企業の成長に資する上場等のあり方

- (1) 新規公開（IPO）プロセスの見直し
- (2) 企業特性に合わせた上場審査のあり方
- (3) 上場手法等の多様化
 - ① ダイレクトリスティング
 - ② 合併・買収（M & A）
 - ③ SPAC（特別買収目的会社）

II. 経済成長の成果の家計への還元促進

1. 顧客本位の業務運営の確保と金融サービスの向上

(1) 販売・助言サービスの態様に応じた適切な制度の設計

- ① 投資助言業の兼業に係る環境整備
- ② 勧誘・助言に関する制度的枠組みの検討

(2) 金融機関によるデジタルツールも活用した顧客への情報提供の充実

- ① 深度ある、より分かりやすい情報提供
- ② 情報提供のデジタル化

(3) プロダクトガバナンスと資産運用業の高度化

- ① 資産運用会社等におけるプロダクトガバナンスの確保
- ② 二種ファンドの募集・運用の適切性の確保のためのルールの見直し
- ③ 投資運用業者等の受託者責任の明確化

(4) その他

2. 家計の資産形成に向けた金融リテラシーの向上

- (1) 学校における取組の支援
- (2) 職域における取組の支援
- (3) 関係機関・団体の連携

III. 市場インフラの機能向上

1. 上場株式等の取引プラットフォーム

- (1) PTS の売買高上限等のあり方
- (2) その他

2. 非上場有価証券等の取引プラットフォーム

- (1) 認可審査の柔軟化・迅速化等
- (2) 非上場有価証券等の取扱いに関する留意点

IV. 社債市場の活性化

また、令和4年9月12日開催の市場制度ワーキング・グループにおいて、同ワーキング・グループの下に、「顧客本位タスクフォース」を設置することとされ、同タスクフォースにおいて、資産形成の促進に資する顧客本位の業務運営の確保や、金融リテラシーの向上に係る具体策について、専門的に議論がなされています。

上記のとおり、市場制度ワーキング・グループ中間整理の論点は多岐にわたっていますが、今後、最終的な報告に向け、議論が進められるものと思われます。

2 ディスクロージャーワーキング・グループ

令和4年6月13日、金融庁は、「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告－中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて」²を公表しました（同報告の詳細は、別稿の弊所ニュースレター³（2022年7月15日号・田邊愛弁護士執筆）をご参照ください。）。同報告公表後、ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、四半期決算短信への一本化に関する課題（四半期決算短信の義務付けの有無、適時開示の充実、四半期決算短信の開示内容、監査人によるレビューの有無、虚偽記載に対するエンフォースメント、半期報告書・中間監査のあり方）や、サステナビリティ開示に関するロードマップ・サステナビリティ基準委員会（SSBJ）の役割の明確化等について、引き続き、議論がなされています。

3 事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ

昨今、金融機関が、企業の財務データや保証、担保に過度に依存せず、事業内容や成長性を適切に評価して与信判断を行う融資実務が推進されています。他方で、スタートアップや事業の成長・承継・再生等の局面にある事業者については、不動産等の有形資産担保や経営者保証等がなければ、資金調達が難しいといった課題が指摘されているところです。

こうした中、「スタートアップや事業承継、再生企業等への円滑な資金供給を観点から、事業性に着目した融資実務のあり方も視野に入れつつ、事業全体を担保に金融機関から成長資金等を調達できる制度について検討を行うこと」との諮問（令和4年9月30日）を受け、「事業性に着目した融資

実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」が設置され、同年11月2日、第1回会議が開催されています。

現在、法務省の設置する法制審議会の担保法制部会においても、企業のキャッシュフローに着目し、事業全体を包括的に担保の対象とする事業成長担保制度に関する議論が行われていますが、これと並行して、同ワーキング・グループにおいても、事業成長担保権の制度面や、これを活用した新たな融資実務等について、議論がなされていくものと思われます。

4 デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会

令和3年7月、ブロックチェーン技術の活用を含め、金融のデジタル化が加速する中、民間のイノベーションを促進しつつ、利用者保護などを適切に確保する観点から、送金手段や証券商品などのデジタル化への対応のあり方等を検討するため、「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」が設置されました。令和3年11月17日、中間論点整理が公表され⁴、同中間論点整理で議論されたステーブルコインに関する規律のあり方等については、金融庁の金融審議会である「資金決済ワーキング・グループ」においてさらに議論、検討されたうえで、令和4年6月3日成立した「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」に引き継がれ、通貨建資産であるステーブルコインは、「電子決済手段」として規律されることになりました。

その後、同研究会においては、いわゆるパーミッションレス型の分散台帳において流通する電子決済手段に関する権利移転に係るルール、AML/CFTへの対応、発行者や仲介者の破綻時等における利用者保護や、NFT等のブロックチェーン技術を活用したデジタル資産、分散型の次世代インターネットとも評されるWeb3.0に関する課題、留意点等について、議論がされている状況です。

令和4年8月31日に金融庁より公表された「2022 事務年度 金融行政方針」⁵においても、「Web3.0等の推進に向けたデジタルマネーや暗号資産等に係る取組み」として、ステーブルコインに関する制度の着実な施行・運用、暗号資産の自主規制団体による事前審査の合理化、ブロックチェーン上で発行されるアイテムやコンテンツ等の暗号資産該当性に関する解釈の明確化や、暗号資産（いわゆるガバナンストークンを含む）のうち発行体保有分の課税に関する課題への対応等の施策が打ち出されています。デジタル化を強力に推し進めていくためにも、金融面（課税面も含む）における制度的担保や政策的支援は必須であり、今後も、議論の動向を注視していく必要があります。

5 サステナブルファイナンス有識者会議

2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けた「経済と環境の好循環」が、政府の課題として掲げられています。こうした脱炭素社会の実現に貢献する日本企業への成長資金の活用を促進するため、令和2年7月13日、「サステナブルファイナンス有識者会議」が設置されました。令和3年6月18日、「サステナブルファイナンス有識者会議 報告書 持続可能な社会を支える金融システムの構築」が公表され⁶、さらに令和4年7月13日には、「金融庁サステナブルファイナンス有識者会議第二次報告書ー持続可能な新しい社会を切り拓く金融システムー」が公表されています⁷。

同第二次報告書では、開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の投融資先支援とリスク管理及び横断的課題の4つの観点から施策がまとめられており、ディスクロージャーワーキング・グループ報告においても提言されているサステナビリティ開示の充実、アセットオーナー（機関投資家）が受託資産の価値向上を図るための課題の把握・共有、日本取引所グループにおけるESG情報の集約（情報プラットフォームの拡充）等ESG投資に係る環境整備、令和4年7月12日に公表された「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範（案）」⁸の確定及び受入れ状況の取り纏め、同日公表の「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」⁹や脱炭素等の具体的な取組事例の浸透といった施策が掲げられているほか、横断的な課題として、インパクト投資誘因のための投資手法の進化、気候変動等の分野で創業に取り組むクライメートテック企業への支援（投資リターンにとどまらない環境インパクトの測定等）等が指摘されています。

(注)

1 https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220622/houkoku.pdf

2 https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220613/01.pdf

3 https://www.dojima.gr.jp/cms/wp-content/uploads/DojimaNewsletterVol14_220715.pdf

4 <https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211117/sei-ri.pdf>

5 https://www.fsa.go.jp/news/r4/20220831/220831_main.pdf

6 <https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210618-2/01.pdf>

7 <https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20220713/01.pdf>

8 https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20220712/20220712_5.pdf

9 https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20220712/kik-ouhendou_dp_final.pdf

【動画配信のご案内】

今般、株式会社 FRONTEO が提供する「[FRONTEO Legal Link Portal](#)」にて、当事務所の安田健一弁護士及び横瀬大輝弁護士によるセミナー動画「＜管理部門必聴＞管理職向けハラスメント研修の『勘所』」公開されました。本動画は、「[FRONTEO Legal Link Portal](#)」へ無料会員登録することで視聴可能です。企業のハラスメント対策は、いかに管理職向けに実効的な研修・対策を講じることができるかが、一つの重要なポイントになります。ハラスメント研修を企画立案する担当者の方にとっても、管理職に対してどのようなメッセージを発信すればよいか、どのように当事者意識を喚起させればよいか、悩まれていると思います。本講義では、そのような担当者の方向けに、管理職向けのハラスメント研修の「勘所」をご説明します。

対 象 管理職向けのハラスメント研修を企画立案する、管理部門（人事部門等）の方

内 容 ＜管理部門必聴＞管理職向けハラスメント研修の「勘所」

① ハラスメント「予防」研修

② 「中間層の管理職」と「上位層の管理職」に分けた啓発の勘所

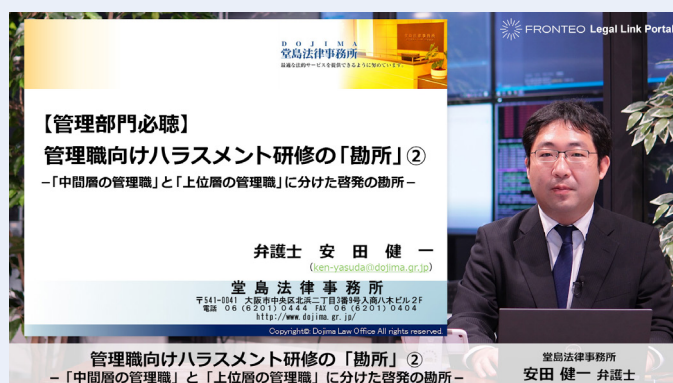
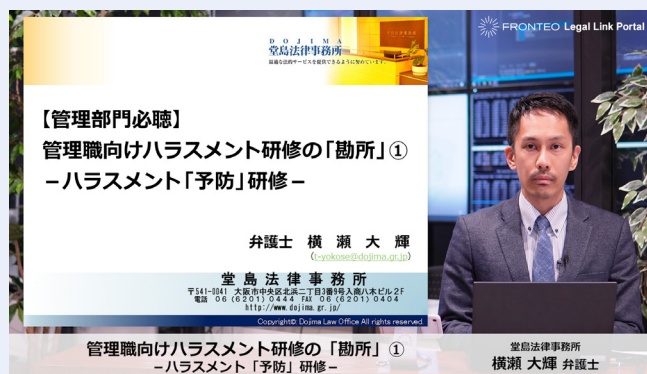
③ ハラスメント「相談対応」の研修

※ 三部構成（一部の動画だけの閲覧も可能）

担 当 弁護士 安田健一 弁護士 横瀬大輝

視聴方法 株式会社 FRONTEO が提供する「[FRONTEO Legal Link Portal](#)」へ
無料会員登録することで視聴可能

主 催 株式会社 FRONTEO



近時の実務話題 & 裁判例レビュー

弁護士 大川 治



10月27日 内閣官房 第1回新たな事業再構築のための私的整理法制検討分科会¹

「経済的に窮境に陥るおそれのある事業者が、主務大臣の指定を受けた第三者機関の関与の下で、収益性の向上のための事業活動に必要な債務の整理について、対象となる債権者の多数の同意を得、かつ、裁判所の認可を受けた再構築計画（事業再構築に関する条項を定めた計画）を定める手続について定め、当該事業者の事業再構築を円滑化する」ための法律制度を作り出そうと、新たな検討分科会が動き出しはじめました。

我が国におけるいわゆる私的整理による債務減免等は、全ての貸し手の同意が得られることが前提となっていて、一部の対象債権者の不同意のために手続が頓挫する・・・ということが発生しています。最近の報道でも、マレリホールディング

スの事業再生 ADR 手続が、一部海外金融機関の反対により成立せず、民事再生手続に移行したとされています。

本検討分科会が念頭に置いている新制度は、裁判所の認可の下で事業再構築等に向けて多数決による権利変更（金融債務の減額等）を行うというものです。事業再生を専門分野の1つとしている当事務所としても、活用する可能性が大いにある制度であり、引き続きフォローしていきます。

(注)

1 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/sitekiseiri_dai1/index.html

個人情報保護委員会事務局、「データマッピング・ツールキット（個人情報保護法関係）」の公表¹

個人情報保護委員会が、「多数のデータを保有している等の事業者が、当該データを適切に管理するための自主的な取組みとして、データマッピングを開始する際の一助となることを目的とするもの」としてツールを公表しました。

「データマッピング」は、事業者が取り扱うデータを事業者全体で整理して、

取扱状況等を可視化する作業のことをいいます。個人情報取扱事業者が自社の体制を整備していくうえで、まず必要なのは「そもそも、自社はどのような個人情報・個人データを、どのように取り扱っているのか」という正確な現状認識です。全社的に適切な方法でデータマッピングを行わなければ、個人情報の管理体制に欠陥が生じかねません。

本ツールキットの本文部分は手順の解説となっていて、具体的にはデータマッピングの「準備」「表作成」「確認・対応」「更新」の各ステップを紹介しています。

個人情報保護法については、法令・ガイドラインの改正に伴う規程やプライバシーポリシー等のアップデート作業が必要で、当事務所も日常的にサポートをしています。データ取扱状況の再確認までは手が回っていない会社様も多いかと思います。本ツールの公表を期に、一度個人情報取扱状況の棚卸し・再度のデータマッピングを進めることもぜひご検討ください。

(注)

1 https://www.ppc.go.jp/personalinfo/independent_effort/

本ニュースレターは発行日現在の情報に基づき作成されたものです。
また、本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の状況に応じて日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めている必要があります。

本ニュースレターに関するご質問等は下記までご連絡ください。

電話：06-6201-4456（大阪）03-6272-6847（東京）

メール：newsletter@dojima.gr.jp

WEB：www.dojima.gr.jp